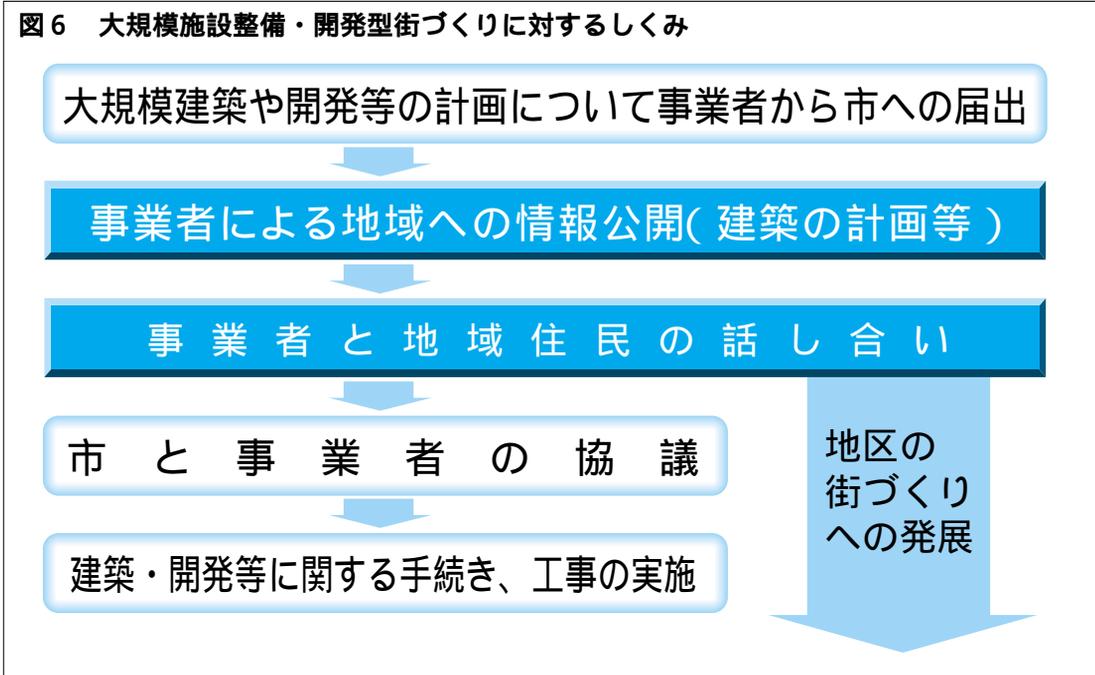


図6 大規模施設整備・開発型街づくりに対するしくみ



【大規模施設整備・開発型街づくり】  
地域の生活環境の維持・向上と事業者の理解、大規模施設整備・開発型街づくりとは、「事業者が、関係住民に対し早い段階から建設計画等の情報を公開し話し合いを重ねることによる、関係住民および事業者と市の協働の街づくり」であり、地域の生活環境との調和を図るため、事業者の理解と協力を求め、住民との話し合いの手続きを条例で定めるものです。

町田市では、市内で行われる大規模な建築や土地利用については、法による規制と市の「開発指導致要綱」等で事業者等に対して協力を要請しまちづくりを進めてきました。しかしながら、「行政手続法」の制定等により、自治体に対して行政指導の明確な根拠が求められることとなったほか、全国一律の法による制限のみでは、地区の特性や生活環境との調和に対応できないなど、さまざまな問題が生じてきています。

そこで、町田市では、このような課題解決の方策として、条例のなかに、事業者が周辺住民に対し早い段階から情報を公開し、話し合いを重ねるしくみをつくり、周辺環境と調和した良好な建築や開発の誘導を、市民・事業者・市の協働作業によって模索していきたく考えています(図6)。



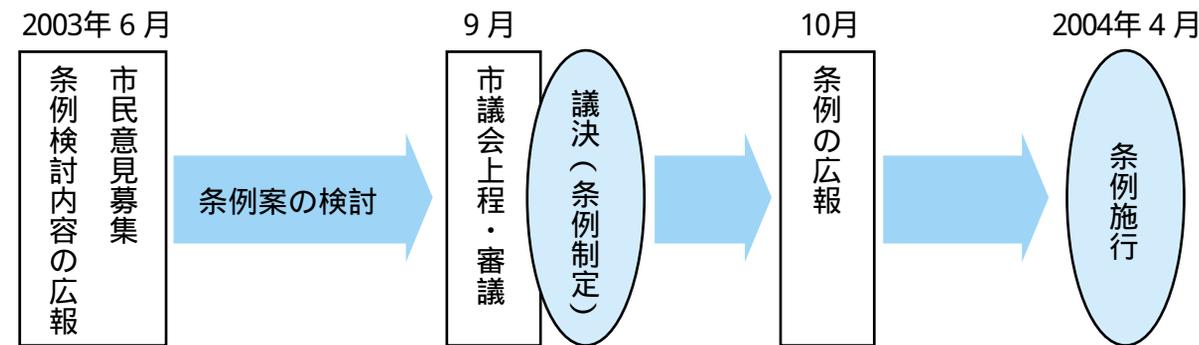
あわせて、市が街づくりプランの案を作成し、地区の住民とともに検討を進めることができる地区です。今後、大規模な土地利用の改変や大規模施設整備・開発が予想される地区および市街地整備が特に必要と認められる地区などが想定されます。

五 地区の街づくり実現のための「地区指定」  
身近な生活圏における住民主体の取り組み(「地区の街づくり」)をより効果的に進めるために、二つの地区指定を行います。

「街づくり推進地区」(図4\*)  
1) は、地区の住民によって「街づくりプラン」がつくられた地区を指定し、街づくり事業の重点的推進、建築や開発等の事前情報公開や周辺住民及び市との話し合い等によりプランの実現を目指した「地区の街づくり」が進められるよう指定する地区です。

「街づくり検討地区」(図4\*)  
2) は、街づくりの取り組みが必要と市長が判断した地区について、あらかじめ地区を指定し、地区の住民等に街づくりプランの作成を求めることができる地区です。

条例制定に向けた今後の予定



六 専門家、市民等による街づくり機関の設置など推進体制の充実  
【「(仮称)街づくり推進会議」の設置】  
街づくり活動への支援や「地区の街づくり」における「街づくりプラン案」の審査について、公平・中立な立場から事前に審査し、市に対して提言を行う、市民・学識経験者等によって構成される

【「(仮称)街づくり推進会議」の設置を検討します。】  
「市街づくり推進体制の充実」  
街づくりを推進するために、「街づくり」に関する知識の普及及び情報の提供や推進体制の充実に検討していきます。

ご意見をお寄せください

今回お知らせした「(仮称)町田市街づくり条例」について、ご意見ご要望をお寄せ下さい。

(例えば、現在お住まいの地区で、街づくりに取り組みたい課題やその実現に向けた方策について 協働の街づくりにおける住民・事業者・市の責任と役割分担についてなど)

いただいたご意見については、担当課においてとりまとめたくて、条例制定へ向けた検討を行う際の参考とさせていただきます。

また、町田市における街づくりのしくみを広く市民・事業者等に伝え、「住みたくなるまち 住み続けたくなるまち」をめざして市民が愛着を持って地域の街づくり活動を推進していくために、条例の名称は重要と考えられます。ついては、「(仮称)町田市街づくり条例」の名称を市民の皆様から募集いたします。

【ご意見・名称送付方法】

住所・氏名・年齢・職業(会社名または所属団体名)及び電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付してください。

- ・ファックスの場合：FAX番号〔042・724・1192〕  
町田市都市緑政部都市計画課 街づくり担当あて
- ・郵送の場合：〒194 - 8520 町田市中町1 - 20 - 23  
町田市都市緑政部都市計画課 街づくり担当あて
- ・電子メールの場合：電子メールアドレス〔cty006\_m@city.machida.tokyo.jp〕  
町田市都市緑政部都市計画課 街づくり担当あて

【意見募集期間】

2003(平成15)年6月1日(日)～6月15日(日)

【注意事項】

- 電話によるご意見はご遠慮願います。
- 電子メールでのご意見送付の場合は、テキスト形式としてください。
- いただいたご意見の内容については、個別に回答はいたしません。後に意見集として公表いたします(公表の際は、氏名・電話番号を除き、年齢・町名のみといたします)。
- 特定の団体・事業者・個人などに対する誹謗・中傷の内容が含まれている場合は、意見としての扱いはいたしませんのでご了承ください。

「地区の街づくり」を考えてみませんか

町田市では、条例制定に先立って、具体的に住民主体の地区の街づくり活動を進めたいと考えている地区等を募集し、地区の街づくりについて取り組んでいきたいと考えています。街づくり活動の進め方や検討方法などについて次のとおり説明会を開催いたしますので、ご参加ください。

日時 6月23日(月)午後1時30分から  
会場 市役所本庁舎地下特別会議室(大)  
対象 市内在住の方(個人又は町内会・自治会などの団体単位も可)  
申し込み はがき又はFAXで6月17日まで(必着)に都市計画課街づくり担当へ  
〒194 - 8520 町田市中町1 - 20 - 23  
☎042・724・2538  
FAX042・724・1192

